

社会福祉法人大崎市社会福祉協議会
認知症グループホーム和楽路
地域密着型認知症対応型共同生活介護事業及び
地域密着型介護予防認知症対応型共同生活介護事業 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大崎市社会福祉協議会（以下、「事業者」という。）が開設する認知症グループホーム和楽路（以下、「事業所」という。）が行なう指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態及び介護予防にあっては要支援状態の利用者（以下、「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 事業所の職員（以下、「介護従業者等」という。）は、入所高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることが出来るよう利用者の心身状況を踏まえて、妥当適切に指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護サービス（以下、「サービス」という。）を提供することとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 5 サービスの提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 大崎市社会福祉協議会認知症グループホーム和楽路
(2) 所在地 宮城県大崎市鹿島台広長字尻掛杉ヶ崎7番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する介護従業者等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 常勤職員1名（介護従業者と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定認知症対応型共同生活介護の実施に関し、事業所の介護従業者等に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。

- (2) 計画作成担当者 常勤職員1名以上
計画作成担当者は、事業所に対する認知症対応型共同生活介の申込みに係る調整、認知症対応型共同生活介護員等に対する技術指導、認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）の作成等を行う。
- (3) 介護従業者 常勤換算方法で利用者数に夜間・深夜の時間帯以外に
応じて3：1（夜間・深夜の時間帯で1名以上）
介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

（利用定員）

第5条 事業所の利用定員は、9名とする。

（サービスの内容）

第6条 サービスの内容は、次の通りとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

（認知症対応型共同生活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成）

第7条 サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及び環境をふまえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「介護計画等」という。）を作成する。

- 2 介護計画の作成、変更には、利用者及び代理人に対し、当該介護計画の内容を説明し、同意を得るものとする。
- 3 計画作成担当者は、介護計画等を作成した際には、介護計画を利用者に交付するものとする。
- 4 介護計画等の作成後においても、他の介護従業者等及び利用者が介護計画に基づき利用する他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

（利用料及びその他の費用）

第8条 事業所が提供するサービス場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- (1) 初期加算 30円/日（入所した日から30日間）
 - (2) サービス提供体制強化加算 (I) 22円/日
 - (3) 介護職員処遇改善加算 (I)（加算率11.1%）
 - (4) 介護職員特定処遇改善加算 (I)（加算率3.1%）
 - (5) 科学的介護推進体制加算 40円/月
 - (6) 医療連携体制加算 (I) ハ 37円/日
- 但し、次に掲げる項目については、別に料金の支払いを受ける。
- (7) 食 材 費 1,000円/日

- (8) 家賃等 18,000円/月
 - (9) 光熱水費 実費徴収
 - (10) おむつその他日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。
- 2 利用料は、月ごとに発行する請求書に基づき、口座振替又は割賦により指定期日までに支払うものとする。
 - 3 利用者が入居する際には、入居保証金として100,000円を預かるものとする。
 - 4 入居者が退去する際には、退去後1カ月以内に無利子で返還するものとする。但し、利用料の未払い等、事業者が利用者に対して請求権があるときは、この預り金から差し引くこととする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がない事
 - (2) 自傷他害のおそれがない事
 - (3) 常時医療機関において治療する必要がある事
- 2 入居後、利用者の状態が悪化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらおう場合がある。
 - 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向もふまえた上で、他のサービス機関と協議し、介護の継続が維持されるよう、退居に必要な援助を行うように努めるものとする。
 - 4 利用者の故意又は過失により、居室又は備品につき、通常の保守・管理の程度を超える補修が必要となった場合には、その費用を利用者が別途にこれを負担してもらふこととする。但し、やむを得ない事情があると認められる場合は、利用者の負担を免除することもある。

(勤務体制の確保)

第10条 事業者は、利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、介護従業者等の勤務の体制を定めるものとする。

- 2 事業所の介護従業者等の質的向上を図る為、研修の機会を次のとおりに設け、更に業務体制を整備するものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年12回
- 3 事業所は、全ての介護従業者等（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 4 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性

的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第11条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、介護従業者等に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医又は協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(非常災害対策)

第13条 非常災害が発生した場合、介護従業者等は利用者の避難等適切な措置を講ずるとともに、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等への連絡をとるものとする。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練等を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 サービスを提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意するものとする。

2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(協力医療機関等)

第15条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関等を定めるものとする。

2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めるよう努めるものとする。

3 事業所は、診療の求めがあった場合に、診療を行う体制を常時確保し次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 1年に1回以上、協力医療機関との間で利用者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認し、協力医療機関の名称等について、大崎市に報告をするものとする。

(2) 利用者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院可能となった場合においては、速やかに再入居させることができるよう努めるものとする。

(掲 示)

第16条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

2 事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、インターネット上で、情報の閲覧が完結するよう、事業者ホームページに掲載し公表をするものとする。

(秘密保持等)

第17条 事業者が雇用する介護従業者等は、業務で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。

2 介護従業者等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、介護従業者等でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を、就業規則の内容に含むものとする。

3 介護従業者等は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第18条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、苦情処理担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び代理人に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

- 3 事業者は、提供したサービスに関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(地域との連携など)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

- 2 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(身体拘束の禁止)

第20条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともにその結果について、介護従業者等に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護従業者等に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第21条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護従業者等に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、介護従業者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを大崎市に通報するものとする。

(損害賠償)

第22条 利用者に対するサービスの提供にあたって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに賠償を行うものとする。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第23条 事業所は、事業所ごとに経理を区分するとともに、事業所の会計とその他の事業の会計を区分することとする。

2 事業所は、サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年8月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年3月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。